

○東京藝術大学大学院美術研究科運営委員会内規

〔平成25年4月18日〕
研究科委員会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成28年3月12日

(設置)

第1条 この要項は、東京藝術大学大学院美術研究科規則第17条の規程に基づき、美術研究科運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博士論文及び研究作品（以下「博士論文等」という。）の審査に関する事。
- (2) 美術研究科博士リサーチセンター（以下「リサーチセンター」という。）の研究計画及び運営に関する事。
- (3) その他委員会が必要と認めた事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 美術研究科長
- (2) 副学部長
- (3) 研究科委員会構成員で、日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分から選出された教員 各1人
- (4) 美術研究科博士リサーチセンター主任（以下「主任」という。）
- (5) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置き、美術研究科長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、主任をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(拡大研究科運営委員会)

第7条 委員会は、第2条第1号に掲げる事項を個別的又は専門的に事前審査する

ため、拡大研究科運営委員会（以下「拡大委員会」という。）を置く。

2 拡大委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）第3条第1号から第4号に掲げる委員

（2）博士論文等主査

（3）その他拡大委員会が必要と認めた者

3 拡大委員会の委員の任期、委員長、副委員長及び会議は、第4条から前条の規定を準用する。

（内規の改正）

第8条 この内規の改正は、研究科委員会の審議を経て行う。

（事務）

第9条 委員会の事務は、美術学部教務係で処理する。

（雑則）

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。